

(第七部)

第六回 参議院大蔵委員会会議録第一号

昭和二十四年十月二十七日(木曜日)
午後二時十八分開会

委員氏名

委員長

理事

理事

理事

理事

櫻内辰郎君
波多野鼎君
黒田英雄君
伊藤保平君
九鬼敏十郎君
天田勝正君
森下政一君
玉屋喜章君
西川基五郎君
木内四郎君
油井賢太郎君
小林米三郎君
小宮山常吉君
高橋莊太郎君
中西功君
川上嘉君
木村謙八郎君
米倉龍也君
小川友三君

○本日の会議に付した事件
○小委員会設置の件
○印紙をもつてする歳入金納付に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)
○食糧の輸入税を免除する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
○委員長(櫻内辰郎君) 只今より大蔵委員会を開会いたします。
最初にお詫びをいたすことがござい

ます。

請願及び陳情に関する小委員会を設置するかせんかということであります

が、従来通り小委員会を設置いたしました

いと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(櫻内辰郎君) 御異議ないと認めます。

それから、その小委員の数は、でき

ますれば委員長と理事の協議会にお任

せ願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(櫻内辰郎君) 御異議なしと認めます。それではさように決定いた

します。

○委員長(櫻内辰郎君) 議案に移りま

す。印紙をもつてする歳入金納付に関

する法律等の一部を改正する法律案を御審議を願います。最初に政府委員から御説明を願いたいと存じます。

○政府委員(水田三喜男君) 只今議題

となりました印紙をもつてする歳入金

納付に関する法律等の一部を改正する

法律案の提出の理由を御説明申上げま

たしましては、先ず第一に、失業保

法の改正によりまして、同法第五十八

条の三及び第三十九条の四の規定によ

りますところの日雇労働者の失業保

法の被保険者となるのであります。

この日雇労働者の雇用主である事業主

が、その日雇労働者及び自己の負担す

る保険料を納付いたします場合には、失業保険印紙をもつて納付いたすこととなつたのであります。然るに「印紙をもつてする歳入金納付に関する法律」によりますと、同法第五十九条の規定は他の法令の規定によつて、失業保険料を納付する場合は、收入印紙を用いなければならぬことになつておられますので、この例外といたしまして、失業保険料を納付する場合には、收入印紙によつて、失業保険印紙によつて納付し得るようになります。印紙を以て租税その他の國の歳入金を納付いたしますときは、收入印紙を用いなければならぬことになつておられますので、これをその他の経費の財源としても使用し得るような途にわざしては、決算上の不足又は健康保険事業の福祉施設費にのみ限定されておりますので、これをその他の経費の財源としても使用し得るような途を開くこととしたいたいのです。

次に失業保険印紙の完納の事務であります。大臣に協議して指定いたしますところの郵便局において行わせることとした印紙をもつてする歳入金納付に関する事務の取扱いに御審議を願います。最初に政府委員から御説明を願いたいと存じます。

○委員長(櫻内辰郎君) 本案に対し

出いたします次第であります。何と

ぞ御審議の上速かに御賛成あらんこ

と希望いたします。

○委員長(櫻内辰郎君) 本案に對して

御質疑がありましたならばこの際お願

いいたします。

○小川友三君 この現金納付でなく、

印紙で納めるという場合につきまし

て、政府の御意見をお伺いしたいの

は、大体この日雇労働者の保険金納付

額を、郵政事業特別会計から失業保

険特別会計に繰入れることといたそ

うとするものであります。尚失業保険印

紙の形式につきましては、大蔵大臣が

第一号

に係る分につきましては、目下の経営

財源に不足を來して現状であります

と対しましてお答えいたします。只今

の差引きました分につきましては、国庫が負担いたしまして、それを一般会

計から失業保険特別会計の方に繰入れることになつております。

○小川友三君 その損失が大体三百萬円前後だと思いますが、それは一般会

計から出していいということは、どう

いうところに連絡になつております

か。その経過を報告して貰いたい。

○説明員(菊池一郎君) それは失業保

険特別会計法におきまして、失業保

険の事業に要しますところの事務費

は、予算の範囲内におきまして一般会

計から繰入れるようになつております

○小川友三君 それは第何條ですか。

○説明員(菊池一郎君) はあ。

○小川友三君 それに間違ひありませんで

よろしくお聞き下さい。

○説明員(菊池一郎君) 失業保険法二

十八條の第二項にございます。

○小川友三君 読んで下さい。

○説明員(菊池一郎君) 「国庫は、前

項の費用の外、毎年度予算の範囲内に

おいて、失業保険事業の事務の執行に

要する経費を負担する。」とあります。

○西川基五郎君 この健康保険の問題

であります。現在財政上不足を來しておるという現状について、御存じあれば伺いたいと思うのですが、どの程

(44)

第七部 大蔵委員会会議録第一号 昭和二十四年十月二十七日 参議院

度に不足しておるか、大分地方に行くとやかましく言われますから、そない点お分かりましたら……。

○森下政一君 それじや西川さんの御質問に御答える係官がお見えになります前に、一つお伺いしたいのですが、普通の保険印紙を充拂く郵便局の指定ですが、これは郵政大臣と労働大臣が協議して決めるということになります。恐らく日雇労働者の雇用主である事業主が、買うのに都合のいいような局を指定されることになるんじやないかと思いますが、大体どういうところが指定されるようなお見込でありますか。

○説明員(渡邊五郎君) ほんの御質問に對して御説明いたします。この失業保険法の中の日雇労働者に関する部分は、その適用範囲が日本全国といふわけじやございません。その適用地域は、公共職業安定所の所在する市町村、それに隣接いたしまして、労働大臣が指定した地域、そういう二つの地域が日雇に關する失業保険の指定地域ということになつております。そこで印紙を充拂る場合にもその失業保険の日雇に關する特例の適用を受けている地域、その中にある郵便局というわけであります。集配局と申しますか……。

○森下政一君 これは二等郵便局とか何とかいうのですか。

○説明員(渡邊五郎君) 今は二等、三等の区別なくして、今は逆に普通局と特

定局と申しますが、その区別なくして、集配の事務をやつておる郵便局、大体普通局は全部入ることになつております。

○森下政一君 尚お尋ねしますが、それはどのくらいあるのですか。その程度だと思います。

○説明員(渡邊五郎君) 全国で千少し超では……。

○説明員(渡邊五郎君) 地域内と申しますか、数は五千幾らござしまして、その附近は全部大体、それにもう千くらい加えた数の市町村になります。それに対して郵便局が、大体千の郵便局で充拂るようになつております。

○委員長(櫻内辰郎君) 外に御質疑はありませんか。

○小川友三君 本案は極めて簡単なものでありますし、大体質疑の余地もないじやないかと思しますので、質疑を省略して討論をなさることの動議を提出いたします。

○委員長(櫻内辰郎君) 全会一致と認めます。よつて本案は可決と決定いたしました。尙本議における委員長の口頭報告は、委員長において本法案の内容、委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することとして御承認を願うことにして御異議ございませんか。

○委員長(櫻内辰郎君) 本案は西川君からの質問がござりますが、その点は……。それでは小川君から御発言がござりますが、直ちに討論に移ることに御異議ございませんか。

○委員長(櫻内辰郎君) 小川君の御発言であります。尚ほ西川君からの質問がござりますが、その点は……。それでは

○小川友三君 本案は極めて簡単なものでありますし、大体質疑の余地もないじやないかと思しますので、質疑を省略して討論をなさることの動議を提出いたしました。

○委員長(櫻内辰郎君) 小川君の御発言であります。尚ほ西川君からの質問がござりますが、その点は……。それでは

○小川友三君 本案は極めて簡単なものでありますし、大体質疑の余地もないじやないかと思しますので、質疑を省略して討論をなさることの動議を提出いたしました。

○委員長(櫻内辰郎君) 小川君の御発言であります。尚ほ西川君からの質問がござりますが、その点は……。それでは

○小川友三君 本案は極めて簡単なものでありますし、大体質疑の余地もないじやないかと思しますので、質疑を省略して討論をなさることの動議を提出いたしました。

○委員長(櫻内辰郎君) 小川君の御発言であります。尚ほ西川君からの質問がござりますが、その点は……。それでは

○小川友三君 本案は極めて簡単なものでありますし、大体質疑の余地もないじやないかと思しますので、質疑を省略して討論をなさることの動議を提出いたしました。

○委員長(櫻内辰郎君) 小川君の御発言であります。尚ほ西川君からの質問がござりますが、その点は……。それでは

○説明員(渡邊五郎君) ごぞいませんか……なしと認めます。

で、いろ／＼と矢張り多少あります。が、本員は政府案を全面的に賛成いたします。○委員長(櫻内辰郎君) 別に御発言がありませんければ、討論は終了いたしました。と認めず直ちに採決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(櫻内辰郎君) 御異議なしと認めます。印紙をもつてする戻入金納付に関する法律等の一部を改正する法律案を原案通り可決することに賛成の方の御手を願います。

○委員長(櫻内辰郎君) 御異議なしと認めます。印紙をもつてする戻入金納付に関する法律等の一部を改正する法律案を原案通り可決することに賛成の方の御手を願います。

○委員長(櫻内辰郎君) 本会一致と認めます。よつて本案は可決と決定いたしました。尙本議における委員長の口頭報告は、委員長において本法案の内容、委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することとして御承認を願うことにして御異議ございませんか。

法律案の審議に移ります。先ず政府より御説明を願います。

○政府委員(水田三喜男君) 只今議題となりました年糧の輸入税を免除する理由について御説明いたします。

米、麦、雜穀、穀粉、穀詰類等の主要食糧に対しましては、昨年法律第二百三十一号を以ちまして、その輸入税を本年一年間免除することとしたしたのであります。現下の食糧事情に鑑みまして右の主要食糧の輸入税を更に一年間免除する必要があると考えられます。且つ現在輸入税を免除することとしたいたしまして、本法案を提出いたしました次第であります。何とぞ

差は、もはやそれを免除する必要がないと思われますので、別表から削除することとしたいたしまして、本法案を提出いたしました次第であります。何とぞ

いう食糧は世界中でないですが、政務次官でも、前の政務次官に食糧でないということを主張しましたが、分らなくござりましたし、又大蔵当局の局長さんは食糧であるようないよ

うを除外するのは当然であります。これが、政務次官にお伺いいたします。

○説明員(伊藤八郎君) 前回に小川先

生から只今お述べになりました御意見を承わりましたのですが、実はその近所にあります。一キング・ペウダーは御承知のように、アメリカ等から人造

生から只今お述べになりました御意見を承わりましたのですが、実はその近所にあります。一キング・ペウダーは御承知のように、アメリカ等から人造

生から只今お述べになりました御意見を承わりましたのですが、実はその近所にあります。一キング・ペウダーは御承知のように、アメリカ等から人造

生から只今お述べされました御意見を承わりましたのですが、実はその近所にあります。一キング・ペウダーは御承知のように、アメリカ等から人造

伺いたします。

○説明員(伊藤八郎君) 重炭酸曹達は

日本薬局方の第四番目にござります薬

品でございます。併しパンを製造いた

しますような場合には、やはり食糧の

一部を構成する一分子である。かよう

に考えておる次第であります。

○小川友三君 今のおあなたの説明は

ベーキング・パウダーの隣にあるがら

食糧に近いのだと申されましたが、總

理大臣の近くにおれば總理大臣でしょ

うかということが聞きたくなります。

(笑)どうかそういう解釈でなく、食

糧の一部をなすものでない、重炭酸曹

達はパンの中に入れるとして熱が加わり

種の一部をなすものでない、重炭酸曹

達はパンの中に入れまして熱が加わり

ますと二酸化炭酸になり、重炭酸曹達

の炭酸基の三基は熱を加えると二基と

なり、重炭酸曹達の性能を失います。

そういうわけでありますから食糧には

入りません。どうかそのおつもりによ

ろしく強して頂きたいと思ひます。

○説明員(伊藤八郎君) 承知いたしま

した。

○委員長(櫻内辰郎君) 他に御質疑ございませんか。

別に御発言もないようですから直ち

に討論に移ることに御異議ございませ

んか。

○委員長(櫻内辰郎君) 御異議ないも

のと認めまして、討論に入ります。御

審言の方は賛否を明らかにしてお述べ

を願います。

○小川友三君 本案に賛成するもので

あります。

○委員長(櫻内辰郎君) 他に御発言ございませんか。それでは討論は終了しましたとのと認めて、直ちに採決に入ることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(櫻内辰郎君) 御異議ないも

のと認めて、直ちに採決いたします。

食糧の輸入税を免除する法律の一部を

改正する法律案を原案通り可決するこ

とに賛成の方の御手を願います。

〔総員挙手〕

○委員長(櫻内辰郎君) 全会一致と認

めます。よつて本案は可決することに

決定いたしました。尙本会議における

委員長の口頭報告は、委員長において

本法案の内容、委員会における質疑応

答の要旨、討論の要旨及び表決の結果

を報告することとして御承認を願うこ

とに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(櫻内辰郎君) 御異議ないと

認めます。

それから委員長が議院に提出する報

告書に多数意見者の御署名を願いま

す。

○委員長(櫻内辰郎君) 御異議ないと

認めます。

○委員長(櫻内辰郎君) 御署名漏れは

ございませんか。……なと認めま

す。

○委員長(櫻内辰郎君) 御署名漏れは

ございませんか。……なと認めま

す。

尚本日の公報には未復員者給與法の

一部を改正する法律案を議題として報

告してあります。併合によりまして

本法案の審議は延期いたしたいと存じ

ます。本日はこれにて散会いたしま

す。

午後二時四十八分散会

出席者は左の通り。

委員長 堀内辰郎君

理事

黒田 英雄君

伊藤 保平君

西川 政一君

森下 九鬼紋十郎君

高橋龍太郎君

小宮山常吉君

水田三喜男君

川上 友三君

高橋龍太郎君

大藤政務次官

政府委員

菊池 二郎君

渡邊 孟君

伊藤 八郎君

伊藤 安定官

大藏事務官

(主計局) 菊池 二郎君

労働事務官

(主計局) 渡邊 孟君

規制動機

高橋龍太郎君

西川甚五郎君

小宮山常吉君

川上 嘉

黒田 英雄

伊藤 保平

森下 政一

高橋龍太郎君

西川甚五郎君

小宮山常吉君

川上 嘉

及び「一六六 重炭酸曹達」を削る。

及
付 則

この法律は、昭和二十五年一月一日から施行する。

印紙をもつてする歳入金納付に

関する法律等の一部を改正する

法律案

印紙をもつてする歳入金納付に

に関する法律等の一部を改正する

法律

印紙をもつてする歳入金納付に

に関する法律(昭和二十三年法

律百四十二号)の一部を次のよ

うに改正する。

第一條中「少年法(大正十一年法

律第四十二号)第六十一條と「少

年法(昭和二十三年法律第百六十

八号)第三十一條第一項」に改め

る。

第二條第一項に次の但書を加え

る。

但し、失業保険法(昭和二十

二年法律第百四十六号)第三十

八條の十二第二項の規定により

保険料を納付するときは、この

限りでない。

同條第二項中「收入印紙」の下に

紙を加える。

第三條第一項中「印紙充さばき

所において、」の下に「失業保険印

紙は、郵政大臣が労働大臣に協議

して指定する郵便局において、」

を、同條第二項中「收入印紙」の下

に「及び失業保険印紙」を加える。

第二條 失業保険特別会計法(昭和

二十二年法律第五十七号)の一

部を次のように改正する。

第三條中「一般会計」の下に「及

び郵政事業特別会計」を加える。

第三條 郵政事業特別会計法(昭和

二十四年法律第九号)の一部を

次のように改正する。

第四十條中「一般会計に繰り入

れるものとする。」を「收入印紙及

び取引高税印紙に係るものは一般

会計に、失業保険特別会計に、それぞれ

は失業保険特別会計に、

繰り入れるものとする。」に改め

る。

第十八条 厚生保険特別会計法(昭和

十九年法律第十号)の一部を次のよ

うに改正する。

第十八条ノ二の次に次の一條を

加える。

第十八条ノ三 健康勘定ノ積立金ハ

健康保険事業経営上ノ財源ニ充ツ

ルタメ必要アルトキハ當分ノ間予

算ノ定期ムル金額ヲ限り同勘定ノ歲

入ニ繰入ルコトヲ得

附 則

この法律は、公布の日から施行す

る。但し、第一條の規定は、昭和二

十四年十一月一日から適用する。

(第七部)

昭和二十四年十一月八日印刷

昭和二十四年十一月九日發行

參議院事務局

印刷者 印刷所